



栃木県公報

令和2(2020)年
9月11日(金)
第138号

目 次

規 則

○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 809

告 示

- 予定保安林…………… 812
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定…………… 813
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定…………… 813
- 地籍調査の成果の認証…………… 814
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可…………… 814
- 道路の区域の変更…………… 814
- 道路の供用開始…………… 816

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 816
- 患畜の届出…………… 817
- 土地改良区役員の退就任…………… 817
- 公共測量の実施…………… 818
- 土地区画整理事業の換地処分の届出…………… 818
- 建築士事務所の監督処分…………… 819

人事委員会

○令和2(2020)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験の実施…………… 819

規 則

栃木県規則第五十五号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第12条関係)			別表第2(第12条関係)		
1 栃木県産業技術センター			1 栃木県産業技術センター		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 物性試験機器類			(3) 物性試験機器類		
名	称	使 用 料	名	称	使 用 料
略			略		

シャルピー衝撃試験機	略
ショア硬さ試験機	1時間につき 390円
略	
ビッカース硬さ試験機	略
略	
ピンオンディスク型摩擦摩耗試験機	略
ブリネル硬さ試験機	1時間につき 390円
略	
レーザードップラー振動計	略
ロックウェル硬さ試験機	1時間につき 390円

(4)~(9) 略

2 略

3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
樹脂試験片切削加工機	略
樹脂試験片ノッチ加工機	1時間につき 180円
樹脂用丸のこ盤	1時間につき 180円
略	
二軸混練押出機	略
略	

(2) 材料処理機器類

シャルピー衝撃試験機	略
略	
ビッカース硬さ試験機(ブリネル硬さ試験機、ロックウェル硬さ試験機及びショア硬さ試験機を含む。)	略
略	
ピンオンディスク型摩擦摩耗試験機	略
略	
レーザードップラー振動計	略

(4)~(9) 略

2 略

3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
樹脂試料作成機	略
略	
複合材料試験機	略
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
真空ガス置換炉	略

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
自動突固め装置	略
ショア硬さ試験機	1時間につき 390円

略	
ブリネル硬さ試験機	略

略	
メルトインデクサー	略
ロックウェル硬さ試験機	1時間につき 390円
ワイドレンジビッカース硬さ試験機	1時間につき 470円

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
略	
三次元スキャニングシステム	略
CNC画像測定機	1時間につき 1,200円

略	
走査型電子顕微鏡	略

(5)~(7) 略

名 称	使 用 料
略	
箱形電気炉	略

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
自動突固め装置	略

略	
ビッカース硬さ試験機(ブリネル硬さ試験機、ロックウェル硬さ試験機及びショア硬さ試験機を含む。)	略
マイクロビッカース硬さ試験機	1時間につき 470円

略	
メルトインデクサー	略

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
略	
三次元スキャニングシステム	略

略	
走査型電子顕微鏡	略
万能投影機	1時間につき 1,200円

(5)~(7) 略

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

山久保1953(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第501号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970802922	株式会社ワイグッドケア 代表取締役 中島 一郎	訪問介護ハートラ ンド小山北	小山市城北六丁目 2-7	令和2 (2020)年 8月1日	訪問介護
0970802930	レンジャー株式会社 代表取締役 大澤 佐知子	グリーンケア	小山市若木町二丁 目2番24号	令和2 (2020)年 8月1日	訪問介護
0970302238	医療法人都賀中央医院 理事長 中村 洋	デイサービス家中	栃木市都賀町家中 2195番地	令和2 (2020)年 8月1日	通所介護
0971400387	合同会社歩 代表社員 本田 一弘	リハビリパーク歩	さくら市喜連川 473-1	令和2 (2020)年 8月1日	通所介護
0971600887	明恵産業株式会社 代表取締役 柏崎 高偉	明恵産業株式会社	下野市下石橋538- 3	令和2 (2020)年 8月1日	福祉用具貸 与
0971600887	明恵産業株式会社 代表取締役 柏崎 高偉	明恵産業株式会社	下野市下石橋538- 3	令和2 (2020)年 8月1日	特定福祉用 具販売

栃木県告示第502号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971600887	明恵産業株式会社 代表取締役 柏崎 高偉	明恵産業株式会社	下野市下石橋538-3	令和2 (2020)年 8月1日	介護予防福 祉用具貸与
0971600887	明恵産業株式会社 代表取締役 柏崎 高偉	明恵産業株式会社	下野市下石橋538-3	令和2 (2020)年 8月1日	特定介護予 防福祉用具 販売

(高齢対策課)

栃木県告示第503号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った 者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那須町	那須町大字高久甲の一部	那須町大字高久甲の一部(岡室地区)の 地籍図及び地籍簿	令和2(2020)年 9月1日

(農村振興課)

栃木県告示第504号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、六美町北部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 六美町北部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成31(2019)年3月5日から令和11(2029)年3月31日まで
- 3 施行地区 下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美、大字安塚字拓生の各一部
- 4 事務所の所在地 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁203番地16
- 5 設立認可の年月日 平成31(2019)年2月25日
- 6 変更の内容 設計の概要及び資金計画書の変更
- 7 変更認可の年月日 令和2(2020)年9月4日

(都市計画課)

栃木県告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年9月11日から同年10月12日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

I
道路の種類 県道

路線名 一般県道 結城石橋線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
42	前	下野市仁良川字結城道西1497-2 から 下野市仁良川字結城街道1409-2 まで	7.0～10.8	78.6	
	後	下野市仁良川字結城道西1497-2 から 下野市仁良川字結城街道1409-2 まで	15.0～16.1	78.6	

II

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 栃木二宮線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
44	前	下野市仁良川字鳥羽見1677-1 から 下野市仁良川字泉内97まで	7.1～11.9	829.1	
	後	下野市仁良川字鳥羽見1677-1 から 下野市仁良川字泉内97まで	16.0～17.0	829.1	

III

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 宇都宮今市線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	宇都宮市駒生町803-2 から 宇都宮市駒生町1301-5 まで	9.9～19.6	520.6	
	後	宇都宮市駒生町803-2 から 宇都宮市駒生町1301-5 まで	20.0～28.0	520.6	

IV

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 塩原矢板線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
247	前	那須塩原市塩原字塩ノ湯1338-1 地先 から 那須塩原市塩原字塩ノ湯国有林394林 班い小班まで	2.6～11.1	1080.0	
	後	那須塩原市塩原字塩ノ湯1338-1 地先 から 那須塩原市塩原字塩ノ湯国有林394林 班い小班まで	5.4～26.9	1080.0	

V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 粟宮喜沢線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
265	前	小山市若木町2丁目1619-4から 小山市若木町2丁目1619-4まで	13.0～14.1	2.0	
	後	小山市若木町2丁目1619-4から 小山市若木町2丁目1619-4まで	13.0～14.1	2.0	
265	前	小山市若木町3丁目1312-3から 小山市若木町3丁目1312-3まで	13.0～14.1	2.0	
	後	小山市若木町3丁目1312-3から 小山市若木町3丁目1312-3まで	13.0～14.1	2.0	

栃木県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年9月11日から同年10月12日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
176	一般県道 杉山石末線	塩谷郡高根沢町大字太田字谷中483-1から 塩谷郡高根沢町大字太田字道下561-12まで	令和2(2020)年 9月11日
176	一般県道 杉山石末線	塩谷郡高根沢町大字太田字山ノ神887-2から 塩谷郡高根沢町大字太田字山ノ神736-1まで	令和2(2020)年 9月11日
194	主要地方道 大田原氏家線	さくら市氏家字大野3243-1から さくら市氏家字大野3220-1まで	令和2(2020)年 9月11日
265	一般県道 粟宮喜沢線	小山市中央町2丁目9-18から 小山市中央町2丁目9-16まで	令和2(2020)年 9月11日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和3(2021)年1月12日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル矢板店

矢板市富田字原田167番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヨークベニマル
 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
 外1者

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾 主哉	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方 宏司	令和元(2019)年5月1日

4 届出年月日

令和2(2020)年9月1日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
腐蛆病	蜜蜂	患畜	2群	日光市	令和2(2020)年8月31日	自衛殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
船生土地改良区	理事	斎藤 誠一		塩谷町大字船生3835-2	令和2(2020).8.30	
	〃	大島 俊昭		〃 〃 3307	〃	
	〃	江連 久雄		〃 〃 4325	〃	
	〃	斎藤 進		〃 〃 85-1	〃	
	〃	手塚 宏		〃 〃 997-2	〃	
	〃	斎藤 繁夫		〃 〃 1668-1	〃	
	〃	斎藤 良則		〃 大字上沢130	〃	

理事	石下 岩男	石下 岩男	塩谷町大字船生737	令和2 (2020). 8.30	令和2 (2020). 8.31
〃	手塚 則夫	手塚 則夫	〃 〃 6623	〃	〃
〃	神長 一男	神長 一男	〃 〃 5295-1	〃	〃
〃		手塚 長政	〃 〃 5077		〃
〃		斎藤 豊美	〃 〃 2919-2		〃
〃		齋藤 正	〃 〃 1758-1		〃
〃		植木 健次	〃 大字佐貫407-2		〃
〃		伊谷野利光	〃 大字船生2298-2		〃
〃		高橋 明男	〃 〃 3107		〃
〃		斎藤 聖嗣	〃 〃 274		〃
〃		手塚 健一	〃 〃 3724		〃
監事	齋藤 勝重	齋藤 勝重	〃 〃 976	令和2 (2020). 7.22	〃
〃	手塚 智之	手塚 智之	〃 〃 3521-1	令和2 (2020). 8.30	〃
〃	渡邊 富男	渡邊 富男	〃 〃 5488	〃	〃

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、安足農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域
佐野市植下町、飯田町、伊保内町
- 3 作業期間
令和2(2020)年8月17日から令和3(2021)年3月10日まで

(監理課)

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、小山栃木都市計画事業栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 換地処分の日
令和2(2020)年8月24日
- 2 換地処分の内容
令和2(2020)年7月30日付け栃木県指令都計第144-1号で認可した換地計画のとおり。
(都市計画課)

○建築士事務所の監督処分

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 監督処分をした年月日
令和2(2020)年9月2日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
 - (1) 名称及び所在地
タマホーム株式会社宇都宮インターパーク支店二級建築士事務所
宇都宮市インターパーク6丁目2番地2
 - (2) 開設者の名称及び代表者の氏名
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 康裕
 - (3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号
二級建築士事務所
栃木県知事登録B口第4306号
- 3 監督処分の内容
建築士事務所の閉鎖3月(令和2(2020)年9月20日から同年12月19日まで)
- 4 監督処分の原因となった事実
建築士事務所の管理建築士であった二級建築士が、建築士法第10条第1項の規定により3月の業務停止の処分を受けた。
(建築課)

人事委員会

○令和2(2020)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験の実施

令和2(2020)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

令和2(2020)年9月11日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

令和2(2020)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験を次のとおり行います。

- 1 試験区分、職種、採用予定人員等

試験区分	職 種	採用予定人員	主 な 勤 務 場 所
大学卒業程度	総合土木	5名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、農政部各課、農業振興事務所、環境森林部各課、環境森林事務所等

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

- 2 受験資格
 - (1) 年齢等

試験区分	職 種	受 験 資 格
大学卒業程度	総合土木	平成3(1991)年4月2日から平成11(1999)年4月1日までに生まれた人(※)

※平成11(1999)年4月2日以降に生まれた人で、次の①又は②に該当する人も受験できます。

① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び令和3(2021)年3月31日までに卒業見込みの人

② 栃木県人事委員会が①と同等の資格があると認める人

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表 ※2
第一次試験	10月25日(日)		栃木県庁 研修館	第1次合格者は、10月30日(金)(予定)に県庁屋外掲示場 に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	受付	8:15～8:50		
	説明	9:00～9:30		
	教養試験	9:30～11:30		
	専門試験	12:50～14:50		
第二次試験	論文試験	15:15～16:45		最終合格者は、12月3日(木) (予定)に県庁屋外掲示場に受験 番号を掲示して発表するほか、第 2次試験受験者に合否を通知しま す。
	口述試験Ⅰ 口述試験Ⅱ 適性検査 ※1	11月20日(金)、11月22日(日) ※第1次合格者数に応じて指定		

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会PC版ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)及び栃木県人事委員会モバイル版ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>)にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容 (出題分野等は別表参照)
第一次試験	教養試験	50点	一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験(大学卒業程度)を行います。(解答時間120分。40題必須解答。)
	専門試験	50点	専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験(大学卒業程度)を行います。(解答時間120分。40題必須解答。)
第二次試験	論文試験	50点	表現力、論理性等について、記述式による筆記試験を行います。 (90分:1,100字程度) 論文試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次合格者の論文についてのみ採点します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を不合格とします。
	口述試験Ⅰ	110点	あらかじめ提示した課題について受験者1名当たり2分程度(1グループ5名程度)で企画提案をした後、受験者間等で質疑応答等を行う集団試験を

			行います。(約40分)
	口述試験Ⅱ	240点	主として人物について、個別面接試験を行います。(約30分)
	適性検査	-	職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資格調査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

5 採用

最終合格者は、令和3(2021)年4月1日採用予定です。

6 給与

初任給(給料)は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

(令和2(2020)年4月1日現在)

区 分	本 給
行政職給料表適用者	188,700円

上位の学歴又は一定の職歴等を有する人には、この額に一定の基準により加算されることがあります。

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.5%)、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.5か月分(本県における在職期間等によって異なります。)支給されます。

7 受験手続

電子申請(インターネット申込み)で申し込んでください。(インターネットを利用できない方は、9月28日(月)正午までに栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)にお問い合わせください。)

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがされていないので、すみやかに栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)まで電話でお問い合わせください。
受付期間 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・9月14日(月)8時30分～10月5日(月)17時15分(受信有効) ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守点検等により、受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受験票の 作成	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。)) ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局にお越しく下さい。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。また、論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を不合格とします。）

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

試験種目	出題分野
教養試験	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、土木計画（都市計画を含む。）、農業水利・土地改良、農業土木構造物
論文試験	令和2(2020)年度課題： 緊急事態宣言解除後の社会経済活動の本格化に向けた取組について
口述試験Ⅰ	令和2(2020)年度課題： 地域住民による防災活動の充実強化を図る取組について

※ 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を各3題公表しており、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。